

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係

（注）____を付した部分は改正関係部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第31条（（長期譲渡所得の課税の特例））・第32条（（短期譲渡所得の課税の特例））共通関係 （分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲） 31・32共－1。 (1)。 (2) 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして措置法令第21条第5項第1号ロに掲げる株式若しくは出資又は同項第2号ロに掲げる特定信託の受益権のうち措置法令第21条第4項各号（（土地等の譲渡に類する株式等の譲渡））に掲げるもの （雑損失の繰越控除の順序） 31・32共－6、株式等に係る譲渡所得等の金額、<u>商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額の計算上順次控除するものとする。ただし、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額又は商品先物取引に係る雑所得等の金額の間において、</u>。 措置法第31条の2（（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例））関係 （措置法第31条の2第2項第7号の「宅地の造成」の意義） 31の2－11、都市計画法第29条第1項に規定する開発許可（同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条	措置法第31条（（長期譲渡所得の課税の特例））・第32条（（短期譲渡所得の課税の特例））共通関係 （分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲） 31・32共－1。 (1)。 (2) 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして措置法令第21条第5項第2号に掲げる株式又は出資のうち措置法令第21条第4項各号（（土地等の譲渡に類する株式等の譲渡））に掲げるもの （雑損失の繰越控除の順序） 31・32共－6、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額の計算上順次控除するものとする。ただし、長期譲渡所得の金額<u>又は株式等に係る譲渡所得等の金額の間において、</u>。 措置法第31条の2（（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例））関係 （措置法第31条の2第2項第7号の「宅地の造成」の意義） 31の2－11、都市計画法第29条若しくは同法附則第4項の許可又は土地区画整理法第4条第1項若しくは第14条第1項若しくは

改 正 後	改 正 前
第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2－16まで同じ。)又は土地区画整理法第4条第1項若しくは第14条第1項若しくは第3項の許可を受けて行われる宅地の造成が、・・・・・・・・。 (「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義) 31の2－15　・・・・・・・・。したがって、都市計画法第29条第1項に規定する開発許可を受けて行われる宅地の造成が、例えば、・・・・。 (注)　都市計画法第29条第1項に規定する開発許可を受けて住宅地の造成と工業団地の造成とが行われた場合においては、・・・・・・・・。 (「一団の宅地の面積」の判定) 31の2－16　・・・・・・・・、都市計画法第29条第1項に規定する開発許可を要するものについては開発許可の申請時、・・・・・・・・。 (1)　・・・・・・・・。 (2)　・・・・・・・・。 (3)　・・・・・・・・。 (4)　・・・・・・・・。 (「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2－19　・・・・・・・・又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人)が建設した住宅又は中高層の耐火共同住宅に限られるのであるから留意する。 (国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) 31の2－27　措置法規則第13条の3第7項第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合	第3項の認可を受けて行われる宅地の造成が、・・・・・・・・。 (「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義) 31の2－15　・・・・・・・・。したがって、都市計画法第29条又は同法附則第4項に規定する開発許可を受けて行われる宅地の造成が、例えば、・・・・。 (注)　都市計画法第29条又は同法附則第4項に規定する開発許可を受けて住宅地の造成と工業団地の造成とが行われた場合においては、・・。 (「一団の宅地の面積」の判定) 31の2－16　・・・・・・・・、都市計画法第29条又は同法附則第4項に規定する開発許可を要するものについては開発許可の申請時、・・・・・・・・。 (1)　・・・・・・・・。 (2)　・・・・・・・・。 (3)　・・・・・・・・。 (4)　・・・・・・・・。 (「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2－19　・・・・・・・・又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第11号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人)が建設した住宅又は中高層の耐火共同住宅に限られるのであるから留意する。 (国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) 31の2－27　措置法規則第13条の3第7項第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含

改 正 後	改 正 前
を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第3項(同法第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、・・・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・・・。 措置法第32条 ((短期譲渡所得の課税の特例)) 関係 (土地類似株式等の判定の時期) 32-5 その譲渡した株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第21項に規定する投資口をいう。))を含む。以下32-8までにおいて同じ。)又は特定信託の受益権が措置法令第21条第4項各号に掲げる株式又は特定信託の受益権に該当するかどうかは、・・・・・・・・・・。 (増資等があった場合における譲渡株式数の割合) 32-8 増資等により株式の発行法人の発行済株式数の総数に異動があった場合において、措置法令第21条第5項第1号ロに規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の数が当該発行済株式の総数の5%以上又は15%以上に相当する数に当たるかどうかは、・・・・・・・・・・。 措置法第33条 ((収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)) 関係 (生計を一にする親族の事業の用に供している資産) 33-43 ・・・・・・・・・・、かつ、その者が同項に規定する代替資	む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第3項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、・・・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・・・。 措置法第32条 ((短期譲渡所得の課税の特例)) 関係 (土地類似株式等の判定の時期) 32-5 その譲渡した株式(出資を含む。以下32-8までにおいて同じ。)が措置法令第21条第4項各号に掲げる株式に該当するかどうかは、・・・・・・・・・・。 (増資等があった場合における譲渡株式数の割合) 32-8 増資等により株式の発行法人の発行済株式数の総数に異動があった場合において、措置法令第21条第5項第2号に規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の数が当該発行済株式の総数の5%以上又は15%以上に相当する数に当たるかどうかは、・・・・・・・・・・。 措置法第33条 ((収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)) 関係 (生計を一にする親族の事業の用に供している資産) 33-43 ・・・・・・・・・・、かつ、その者が同項に規定する代替資

改 正 後	改 正 前
産とすることができる資産を取得（製作及び建設を含む。<u>次項において同じ。</u>）する場合に適用があるのであるが、譲渡資産がその所有者と生計を一にする親族の同項に規定する事業の用に供されていた場合には、・・・。 （代替資産の取得の時期） 33－47 ・・・、収用等があった日の属する年において、当該取得した資産（措置法第19条各号に規定する特別償却（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法・・・）・・・。 (1) ・・・。 (2) ・・・。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33－48 ・・・、同法に規定する特別償却（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法・・・）・・・。 措置法第33条の4（（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除））関係 （「許可を要しないこととなった場合」等の意義） 33の4－2の2 ・・・。 (1) 当該許可前に、当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項（<u>（区域区分）</u>）に規定する市街化区域に該当することとなったことに伴い、・・・。 (2) ・・・。	産とすることができる資産を取得する場合に適用があるのであるが、譲渡資産がその所有者と生計を一にする親族の同項に規定する事業の用に供されていた場合には、・・・。 （代替資産の取得の時期） 33－47 ・・・、収用等があった日の属する年において、当該取得した資産（措置法に規定する特別償却（同法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法・・・）・・・。 (1) ・・・。 (2) ・・・。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33－48 ・・・、同法に規定する特別償却（同法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法・・・）・・・。 措置法第33条の4（（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除））関係 （「許可を要しないこととなった場合」等の意義） 33の4－2の2 ・・・。 (1) 当該許可前に、当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項（<u>（市街化区域及び市街化調整区域）</u>）に規定する市街化区域に該当することとなったことに伴い、・・・。 (2) ・・・。

改 正 後	改 正 前
措置法第34条の2 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)) 関係 (都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業) 34の2-8 (1) 措置法第34条の2第2項第3号イに規定する「宅地の造成が都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。))を受けて行われるもの」とは、宅地造成事業について、都市計画法第29条第1項の許可(. . . ((. . .)) . . .) (2) (3) 措置法第36条の6 ((特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例)) 関係 (買換え家屋の床面積要件及び買換え土地等の面積要件の判定) 36の6-6 (1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が240㎡(譲渡資産の譲渡が平成13年4月1日以後である場合は280㎡)以下で、かつ、50㎡以上であるものかどうかを判定する場合において、 (2) (3) (4) (5) (6) (7)	措置法第34条の2 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)) 関係 (都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業) 34の2-8 (1) 措置法第34条の2第2項第3号イに規定する「宅地の造成が都市計画法第29条又は同法附則第4項の許可を受けて行われるもの」とは、宅地造成事業について、都市計画法第29条又は同法附則第4項の許可(. . . ((. . .)) . . .) (2) (3) 措置法第36条の6 ((特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例)) 関係 (買換え家屋の床面積要件及び買換え土地等の面積要件の判定) 36の6-6 (1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が240㎡以下で、かつ、50㎡以上であるものかどうかを判定する場合において、 (2) (3) (4) (5) (6) (7)

改 正 後	改 正 前
措置法第37条 ((特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)) 関係 (買換え資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10、これらの買換え資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第21項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、。 また、。 <u>譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第21項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積</u> 買換え資産として取得した土地等の合計面積 (譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用) 37-11、その買換え資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令25条第28項又は29項の規定により、、当該譲渡した土地等の面積にいずれか一の号の譲渡資産の譲渡収入金額が当該土地等の譲渡収入金額の合計に占める割合を乗じ、さらに措置法令第25条第21項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。 (面積制限の異なる買換え資産がある場合) 37-11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換え資産のうちに措置法令第25条第21項に規定する30倍又は10倍の面積制限に係る土地等と。	措置法第37条 ((特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)) 関係 (買換え資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10、これらの買換え資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積の5倍(措置法令第25条第28項第1号に規定する農林水産大臣が適当であると認める場合にあっては、30倍、同項第2号に規定する農業委員会が適当であると認める場合にあっては、10倍。以下37-11及び37-21の3において同じ。)に相当する面積を超える場合には、。 また、。 <u>譲渡資産である土地等の面積の5倍に相当する面積</u> 買換え資産として取得した土地等の合計面積 (譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用) 37-11、その買換え資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令25条第35項又は36項の規定により、、当該譲渡した土地等の面積にいずれか一の号の譲渡資産の譲渡収入金額が当該土地等の譲渡収入金額の合計に占める割合を乗じて計算した面積の5倍に相当する面積を限度とすることに留意する。 (面積制限の異なる買換え資産がある場合) 37-11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換え資産のうちに措置法令第25条第28項に規定する30倍又は10倍の面積制限に係る土地等と。

改 正 後	改 正 前
(平成3年3月31日以前に取得した土地等についての買換えの適用) 37-11の9、平成3年3月31日以前に当該個人により取得(平成3年4月1日以後の取得で、措置法令第25条第9項各号に掲げる取得を含む。)がされた資産(平成14年1月1日以後に譲渡されるものにあつては、当該個人により取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの)に限ることとされているため、当該個人が平成3年3月31日以前に取得した土地等(平成14年1月1日以後に譲渡されるものにあつては、その譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの)とともに当該土地等の上に平成3年4月1日以後に建築された建物(平成14年1月1日以後に譲渡されるものにあつては、その譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えないもの)で事務所等として使用されているものを譲渡する場合には、当該建物は同号の上欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。 (削除) (削除)	(平成3年3月31日以前に取得した土地等についての買換えの適用) 37-11の9、平成3年3月31日以前に当該個人により取得(平成3年4月1日以後の取得で、措置法令第25条第9項各号に掲げる取得を含む。)がされた資産に限ることとされているため、当該個人が平成3年3月31日以前に取得した土地等とともに当該土地等の上に平成3年4月1日以後に建築された建物で事務所等として使用されているものを譲渡する場合には、当該建物は同号の上欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。 (「産業業務施設として使用されている建物」の判定) 37-11の12 措置法第37条第1項の表の11号の上欄に規定する「建物」とは、<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項に規定する過度集積地域内にある事務所又は研究所(同法第2条第3項に規定する産業業務施設に限るものとし、貸付けの用に供されているものを除く。以下37-11の13までにおいて「産業業務施設」という。)をいうのであるが、一の建物に産業業務施設として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、37-11の7に準じて取り扱うこととする。</u> (産業業務施設として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等) 37-11の13 一の建物に産業業務施設として使用されている部分とその他の部分とがある場合における措置法第37条第1項の表の第11号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」の取扱いは、37-11の8に準じることとする。

改 正 後	改 正 前
(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用) 37-11の12 措置法第37条第1項の表の第19号及び21号の上欄に規定する譲渡資産は、同欄に掲げる個人により取得がされた資産のうち、。 (公害発生施設の移転等に伴い譲渡される資産の範囲) 37-12 措置法第37条第1項の表の第2号から第4号までに規定するばい煙発生施設、騒音発生施設、<u>特定施設</u>、指定地域特定施設、湖沼特定施設若しくは<u>指定施設</u>の移転又は廃棄に伴い譲渡されるものには、。 (土地の有効利用のための買換え) 37-13 措置法第37条第1項の表の第13号の買換えは、市街化区域又は既成市街地等の地域内にある土地の上に地上階数4(措置法令第25条第17項に規定する共同住宅にあつては、3)以上の建物。 (「建築面積」及び「床面積」の意義) 37-13の7 措置法第37条第1項の表の第13号の上欄に規定する「<u>建築面積</u>」並びに措置法令第25条第17項及び第19項に規定する「<u>床面積</u>」は、。 (表の第13号の上欄又は表の第14号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義) 37-13の8 措置法令第25条第17項第1号に規定する「構造上区分された数個の部分」及び同条第19項第3号に規定する「構造上区分された一又は二以上の部分」。 (床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途又は住宅の用に供されているかどうかの判定) 37-13の9 措置法令第25条第17項第3号に規定する共同住宅の「床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されている」かどうか	(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用) 37-11の14 措置法第37条第1項の表の第19号、第20号及び21号の上欄に規定する譲渡資産は、同欄に掲げる個人により取得がされた資産のうち、。 (公害発生施設の移転等に伴い譲渡される資産の範囲) 37-12 措置法第37条第1項の表の第2号から第4号までに規定するばい煙発生施設等、騒音発生施設又は特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設、<u>指定施設</u>若しくは<u>特定施設等</u>の移転又は廃棄に伴い譲渡されるものには、。 (土地の有効利用のための買換え) 37-13 措置法第37条第1項の表の第13号の買換えは、市街化区域又は既成市街地等の地域内にある土地の上に地上階数4(措置法令第25条第19項に規定する共同住宅にあつては、3)以上の建物。 (「建築面積」及び「床面積」の意義) 37-13の7 措置法第37条第1項の表の第13号の上欄に規定する「<u>建築面積</u>」並びに<u>措置法令第25条第19項、第21項及び措置法規則第18条の5第1項</u>に規定する「<u>床面積</u>」は、。 (表の第13号の上欄又は表の第14号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義) 37-13の8 措置法令第25条第19項第1号に規定する「構造上区分された数個の部分」及び同条第21項第3号に規定する「構造上区分された一又は二以上の部分」。 (床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途又は住宅の用に供されているかどうかの判定) 37-13の9 措置法令第25条第19項第3号に規定する共同住宅の「床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されている」かどうか

改 正 後	改 正 前
又は同条第19項第1号に規定する貸家住宅の「床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住宅の用に供され」ているかどうかは、・・・・・・・・。	又は同条第21項第1号に規定する貸家住宅の「床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住宅の用に供され」ているかどうかは、・・・・・・・・。
(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定)	(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定)
37-13の10 措置法令第25条第19項第2号に規定する貸家住宅・・・・・・・・。	37-13の10 措置法令第25条第21項第2号に規定する貸家住宅・・・・・・・・。
(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されていることの判定)	(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されていることの判定)
37-13の11 措置法令第25条第19項第2号に規定する貸家住宅・・・・・・・・。	37-13の11 措置法令第25条第21項第2号に規定する貸家住宅・・・・・・・・。
(共用部分がある場合の床面積基準の判定)	(共用部分がある場合の床面積基準の判定)
37-13の12 措置法令第25条第19項第2号に規定する貸家住宅・・・・・・・・。	37-13の12 措置法令第25条第21項第2号に規定する貸家住宅・・・・・・・・。
(表の第19号の上欄に規定する個人に該当するかどうかの判定時期)	(表の第19号又は第20号の上欄に規定する個人に該当するかどうかの判定時期)
37-13の13 個人が、措置法第37条第1項の表の第19号の上欄に掲げる個人に該当するかどうかは、・・・・・・・・。	37-13の13 個人が、措置法第37条第1項の表の第19号又は第20号の上欄に掲げる個人に該当するかどうかは、・・・・・・・・。
(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)	(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)
37-19の2 ・・・・・・・・。	37-19の2 ・・・・・・・・。
(注)1 ・・・・・・・・、 納税者が措置法令第25条第28項又は第29項の規定により、当該譲渡資産又は買換資産の全部又は一部について・・・・・・・・。	(注)1 ・・・・・・・・、 納税者が措置法令第25条第35項又は36項の規定により、当該譲渡資産又は買換資産の全部又は一部について・・・・・・・・。
(注)2 ・・・・・・・・。	(注)2 ・・・・・・・・。
(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)	(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)
37-21の3 ・・・・・・・・。	37-21の3 ・・・・・・・・。
(1) ・・・・・・・・。	(1) ・・・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第21項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・・・・・。 (長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 37-27の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第22項に定める・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。 (特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37-27の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条各号((特別償却等))に掲げる規定(第13条第1項及び第13条の2の規定を除く。)の適用を受けている場合には、・・・・・・・・。 (取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情) 37-28の2 措置法第37条の4 かつ書きの買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第22項に定める・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。 (買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分) 37-29,その見込みに応じて措置法令第25条第28項((譲渡資産と買換資産との対応))の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、その見込みと異なる買換資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第28項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。	(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が5倍を超えるかどうかは、・・・・・・・・。 (長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 37-27の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第29項に定める・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。 (特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37-27の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第10条の2から第10条の5まで及び第10条の7((特別償却又は所得税額の特別控除))、第11条から第12条の4まで((特別償却等))並びに第13条の3から第16条まで((割増償却等))の規定の適用を受けている場合には、・・・・・・・・。 (取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情) 37-28の2 措置法第37条の4 かつ書きの買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第29項に定める・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。 (買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分) 37-29,その見込みに応じて措置法令第25条第35項((譲渡資産と買換資産との対応))の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、その見込みと異なる買換資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第35項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の3（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等） 関係 （同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額） 37の3－1 なお、算式中の「0.2」や「0.8」は、買換資産が同項の表の第19号の下欄に掲げる資産（ ） (1) (2) (3) (注) （買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用） 37の3－3、 当該買換資産については、同法第19条各号に規定する特別償却（（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する ） （買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却） 37の3－4、その適用がないこととなった日以後においては、当該買換資産について同法第11条から12条の3まで及び第13条の3から第16条 (1) (2) (注) 1 2	措置法第37条の3（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等） 関係 （同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額） 37の3－1 なお、算式中の「0.2」や「0.8」は、買換資産が同項の表の第20号の下欄に掲げる資産に該当する場合には「0.4」及び「0.6」とし、同表第11号の下欄に掲げる資産又は第19号の下欄に掲げる資産（ ） (1) (2) (3) (注) （買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用） 37の3－3、 当該買換資産については、同法に規定する特別償却（（同法第13条に規定する障害者を雇用する ） （買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却） 37の3－4、その適用がないこととなった日以後においては、当該買換資産について同法第11条から12条の4まで及び第13条の3から第16条 (1) (2) (注) 1 2

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の10 ((株式等に係る譲渡所得等の課税の特例))関係 (所有期間が3年を超えるかどうかの判定) 37の10-4、当該譲渡をした株式は先に取得したものから順次譲渡したものとする<u>ことに留意する</u>。この場合において、増資、減資、会社の合併、会社の分割、株式の併合又は株式の分割により取得した株式（措置法第37条の10第4項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるものを除く。）の取得の日は、その取得の基因となった株式の取得の日とする。 <u>(注) その株式の所有期間を判定する場合に、その株式を他から取得したときの「取得の日」は、所得税基本通達33-9(1)に準じて判定する。</u> (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の合併の場合) 37の10-6 措置法第37条の10第4項第1号の規定の適用に関しては、次の<u>点に留意する。</u> <u>(1) 法人の合併に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、被合併法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額（所得税法第25条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定に該当する部分の金額（以下37の10-8までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</u> $\begin{array}{lcl} \text{収入金額} & & \\ \text{とみなされる金額} & = & \text{法人の合併により交付を受けた合併法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額} \quad - \quad \text{みなし配当額} \end{array}$ <u>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額</u> また、当該合併により取得した合併法人の株式の取得価額は、所得税法施行令第109条第1項第4号の規定により、取得のために通常要する	措置法第37条の10 ((株式等に係る譲渡所得等の課税の特例))関係 (所有期間が3年を超えるかどうかの判定) 37の10-4、当該譲渡をした株式は先に取得したものから順次譲渡したものとする。この場合において、増資、減資、会社の合併又は株式の併合若しくは分割により取得した株式の取得の時は、その取得の基因となった株式の取得の時とする。 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額) 37の10-6 措置法第37条の10第4項の規定は、同項各号に掲げる金額（法第25条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定に該当する部分の金額を除く。）が令第117条又は118条第2項の規定に準じて計算した従前の取得価額又は取得費の合計額を超える場合に限り適用することとし、措置法第37条の10第4項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額は、その超える部分の金額とする。

改 正 後	改 正 前
価額となる。 (2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式の1株当たりの取得価額は、同令第112条の規定により、次の算式によって計算した金額となる。 $\text{取得した合併法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりの合併法人の株式の取得費用} \end{array} \right] \div \text{旧株1株について取得した合併法人の株式の数}$ (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の分割の場合) 37の10－7 措置法第37条の10第4項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 (1) 法人の分割に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、分割法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額（みなし配当額を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。 $\begin{array}{l} \text{収入金額とみなされる金額} \\ \text{とみなされる金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{法人の分割により交付を受けた分割承継法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額} \\ \text{れ以外の資産の価額の合計額} \end{array} - \text{みなし配当額}$ $\text{取得価額} = \frac{\text{旧株の従前の取得価額の合計額}}{\text{旧株の従前の取得価額の合計額}} \times \text{純資産移転割合}$ (注) 「純資産移転割合」は、所得税法施行令第61条第2項第2号に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下1位未満は切上げ）をいう。以下同じ。 $\text{純資産移転割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額} \\ \text{分割法人の資産の帳簿価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額} \\ \text{分割法人の負債の帳簿価額} \end{array}}$	(新 設)

改 正 後	改 正 前
また、当該分割があった日以後における旧株 1 株当たりの取得価額は、 同令第113 条第 2 項の規定により、次の算式によって計算した金額とな り、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式の取得価額は、 同令第109 条第 1 項第 4 号の規定により、取得のために通常要する価額 となる。 $\text{分割後の旧株 1 株 当たりの取得価額} = \text{旧株 1 株の 従前の取得 価額} - \left[\text{旧株 1 株の 従前の取得 価額} \times \text{純資産移 転割合} \right]$ (2) 措置法第37条の10第 4 項の規定の適用がない場合における法人の分割 があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式 に係る 1 株当たりの取得価額は、同令第113 条第 1 項又は第 2 項の規定 により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。 $\text{分割後の旧株 1 株 当たりの取得価額} = \text{旧株 1 株の 従前の取得 価額} - \left[\text{旧株 1 株の 従前の取得 価額} \times \text{純資産移 転割合} \right]$ $\text{取得した 分割承継 法人の株式 1 株当りの取 得価額} = \left[\text{旧株 1 株 純資産 移 転} \div \text{旧株 1 株に ついて 取得した 分割承継 法人の株式 の数} \right] + \text{分割承継 法人の株式 1 株当りのみ 配当 金} + \text{分割承継 法人の株式 1 株当りの取 得費用}$ (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－払戻し等の場合) 37の10－ 8 措置法第37条の10第 4 項第 3 号に規定する「法人の資本若しく は出資の減少」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項に おいて「払戻し等」という。)により金銭その他の資産(以下この項にお いて「金銭等」という。)の交付を受けた場合のその有していた払戻し等 を行った法人の株式(以下この項において「旧株」という。)に係る譲渡 所得等の収入金額とみなされる収入金額及び当該収入金額から控除すべき 取得価額は、それぞれ次の算式によって計算した金額となることに留意す る。 $\text{収入金額とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭 等の価額の合計額} - \text{みなし配当額}$	(新 設)

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の12 ((恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)) 関係 (1株当たりの取得価額等の計算等) 37の12-1、37の10-1 から37の10-10までの取扱いを準用する。 <u>措置法第37条の14</u> ((株式交換又は株式移転に係る課税の特例))関係 (利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等の取扱い) <u>37の14-1</u> <u>措置法第37条の14第1項</u>に規定する特定子会社(.) (注) (株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い) <u>37の14-2</u> <u>措置法第37条の14第1項</u>の規定を適用する場合において、	措置法第37条の12 ((恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)) 関係 (1株当たりの取得価額等の計算等) 37の12-1、37の10-1 から37の10-6までの取扱いを準用する。 <u>措置法第37条の13の2</u> ((株式交換又は株式移転に係る課税の特例))関係 (利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等の取扱い) <u>37の13の2-1</u> <u>措置法第37条の13の2第1項</u>に規定する特定子会社(.) (注) (株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い) <u>37の13の2-2</u> <u>措置法第37条の13の2第1項</u>の規定を適用する場合において、